

## 「千葉県次世代育成支援行動計画」(抜粋)(千葉県,平成17年3月)

### 第2章 第4項「一人の人として大切にしたい」

#### (2) 障害児への支援

##### (基本的な考え方)

次代を担う子どもとして、障害のあるなしに関わらず、誰もがありのままに生活でき、必要に応じて十分な支援を選択することが可能な社会の構築を目指します。

##### 障害児・障害児の親への支援

##### (現状と課題)

市町村で実施している1歳6か月健康診査や3歳児健康診査で、障害が早期に発見されることが期待されており、発見後は、知的障害、身体的障害や発達障害等の障害特性に応じた専門的な支援が求められています。しかし、親としてわが子の障害を受け入れるのは難しいことです。

このため、特に、医療分野における専門的な支援の体制整備が急務であり、また、長期的な視点で一貫した適切な支援を行うため、医療・保健・福祉等の関係機関からなる支援ネットワークの構築が必要です。加えて、障害に対する偏見や差別を無くし、子ども本人の目線からの啓発や広報活動が重要です。

さらに、健康診断等による早期発見を早期訓練・治療に結びつけるためには、受診もれをなくす工夫が必要であり、関係機関相互の個人情報の共有化についても検討する必要があります。

##### (施策の方向と具体策)

- 1 専門的支援体制の整備を図り、早期発見・早期対応に努めます。
  - ・健康診査時における受診もれ、発見もれ、対応もれをなくすよう広報・啓発活動を強化します。
  - ・医療・保健・福祉・労働等、関係機関における情報の共有化を検討します。
  - ・障害の程度にかかわらず、どの子どもも受診できる専門の医療機関と地域の医療体制の整備を進めます。
- 2 地域社会にある資源を充実させ、親の負担の軽減を図ります。
  - ・親の育児負担を軽減するため、早い時期からの親への支援、短期入所、一時的な保育や療育などのレスパイトサービス等を充実します。
  - ・障害のある子を持つ親が、子どもの発達や家族生活の将来への見通しが持てるように支援する場を用意します。

- 3 市町村を中心とした支援ネットワークを構築します。
  - ・自閉症、アスペルガー症候群、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）やその傾向を持つ子どもと親に対し、乳幼児期から、その人が必要とする支援を行っていく体制を確立します。
  - ・子どもの立場にたち、子どもの目線でいろいろな施策等を組み立て、支援を必要とするときに最適の支援が提供できるようにします。
  - ・障害のある若者がヘルパーを活用しながら、年齢に応じて社会参加できるようなバックアップ体制を充実します。

## 地域で共に暮らすことができるように

### （現状と課題）

障害児・者の通園、通学、就業には依然として厳しい現実があります。地域で、共に暮らし、共に学ぶために必要とする支援基盤が脆弱であり、さらに地域間での格差が存在しています。このため、全ての保育所、幼稚園で障害児を受け入れ、また、地域の小・中学校では本人及び保護者の意思を尊重した共に学ぶ機会を整えていくことが重要です。加えて、卒業後に向け、自立生活していくための経験を積み重ねることを支援する体制が身近に必要です。

そのために、市町村が総合的な見地から、一人ひとりの特性に応じ、就学前から卒業後の就労までのライフステージにあわせた『個別の支援計画』を作成し、一貫した支援を行うことが重要です。また、市町村を超えた広域圏域での社会資源の整備や相互調整も必要です。

### （施策の方向と具体策）

- 1 幼稚園・保育所・学校等で障害児の受け入れを促進し、共に学び、共に成長する環境を整備します。
  - ・全ての保育所・幼稚園・学校等が、障害児を受け入れできるよう体制の整備を図ります。
  - ・放課後児童クラブへの障害児の受け入れを推進します。
  - ・学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症児等の軽度発達障害児等に対する乳幼児期からの支援体制を確立し、幼稚園・保育所・学校等での受け入れを推進します。
  - ・盲・聾・養護学校を必要とする生徒がより身近な地域で就学することができるよう、その機能や仕組みを普通学校の一部に置く方策を検討します。
- 2 社会的自立に向けての地域における支援を充実させます。
  - ・障害児を育てる家庭の子育てを支援するための体制整備や環境整備のほ

か、人材の育成に積極的に取り組みます。

- ・訪問療育等を活用して、専門家によるバックアップ体制を確保します。

- 3 一人ひとりのライフステージに応じた「個別の支援計画」を策定します。
  - ・一人ひとりの特性等に応じ、就学前から卒業後の就労までのライフステージにあわせた「個別の支援計画」を作成し、一貫した支援を行います。
  - ・療育施設から一時保育施設への移行を促進するため、児童相談所等の関係機関と十分に連携を取り、受け入れ体制づくりを進めます。
  - ・特別支援教育を進めるための体制づくりを進めます。
  - ・支援費制度の利用を広げ、社会的自立のための職場体験や実習の場を多様に用意するよう努めます。